

ナザレ園ひらのスタジオ

重要事項説明書

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（通所型サービスA）重要事項説明書

《 目 次 》

1.	事業者（法人）の概要	P	2
2.	ご利用事業所の概要	P	2
3.	事業の目的と運営の方針	P	2
4.	提供するサービスの内容	P	3
5.	営業日時	P	3
6.	事業所の職員体制	P	3
7.	管理者	P	3
8.	利用料	P	3
9.	緊急時における対応方法	P	4
10.	事故発生時の対応	P	4
11.	苦情相談窓口	P	4
12.	サービスの利用にあたっての留意事項	P	5
13.	非常災害対策	P	5
14.	個人情報の取扱い	P	5

**介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（通所型サービスA）重要事項説明書**

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人ナザレ園
主たる事務所の所在地	〒319-2103 那珂市中里361番地2
代表者（職名・氏名）	理事長 菊池 義
設 立 年 月 日	昭和24年4月1日
電 話 番 号	029-296-0316

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ナザレ園ひらのスタジオ	
サ ー ビ ス の 種 類	第1号通所事業（通所型サービスA）	
事 業 所 の 所 在 地	〒319-2104 那珂市平野1575番地2	
電 話 番 号	029-219-7480	
指定年月日・事業所番号	平成30年 8月 1日 指定	08A2600021
利 用 定 員	定員 15名	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、ミニデイサービス、運動、レクリエーション等を提供することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図ることを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（通所サービスA）は、事業者が設置する事業所に通っていただき、他者との交流や運動、レクリエーション等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復や生活機能の維持向上を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前9時00分から午後17時00分まで
サービス 提供時間	午前10時00分から午後12時00分まで 午後14時00分から午後16時00分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	人数
従事者	1人以上

7. 管理者

事業所の管理者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら何でもお申し出ください。

管理者の氏名	富山 美紀
--------	-------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割、2割又は3割の額です。ただし、支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）第1号通所事業（通所サービスA）の利用料

【基本部分：通所サービスA】

	1回あたりの利用 料（週2回まで）	利用者負担 （1割）	利用者負担 （2割）	利用者負担 （3割）
送迎あり （往復）	3,570円	357円	714円	1,071円
送迎あり （片道）	3,370円	337円	674円	1,011円
送迎なし	3,170円	317円	634円	951円

上記の利用料は、那珂市が定める通所サービスAの金額に相当する金額であり、

通所サービスAの金額が改定された場合は、自動的に改定されます。なお、その場合は事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(2) その他の費用

その他	上記以外の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって、利用者負担が適当と認められるものについて、費用の実費をいただきます。
-----	--

(3) 支払い方法

利用料（利用者負担分の金額）は、利用者又はご家族の指定する預金口座から前月の利用料を翌月20日に引き落としさせていただきます。

なお、現金払いの場合は翌月10日以降にお支払いいただきます。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄） 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び那珂市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 029-219-7480 担当者 所長 富山 美紀
---------	-----------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	那珂市役所保健福祉部介護長寿課	電話 029-298-1111
	国民健康保険団体連合会	電話 029-301-1565
	那珂市社会福祉協議会	電話 029-229-0309

1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

1 3. 非常災害対策

事業者は、社会福祉法人ナザレ園防災計画に基づき、事業所の管理者を防火責任者として、必要な防災設備を設け、年間計画による消火、通報、避難訓練を実施します。

1 4. 個人情報の取扱い

事業者は、事業の目的を達成するために必要な範囲内で契約者及び家族等の個人情報を適法かつ公正な手段で収集します。

なお、事業所における個人情報の利用目的は、以下のとおりです。

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、地域包括支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	那珂市平野 1575 番地 2
	事業者名	ナザレ園ひらのスタジオ
	説明者職・氏名	_____

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者	住所	_____
	氏名	_____
署名代行者（又は法定代理人）		
	住所	_____
	本人との続柄	_____
	氏名	_____